

基本的対処方針の改定についての知事メッセージ

県は、新型インフルエンザへの対策を危機管理上の重要な課題と認識し、総力を挙げて取り組んできたところです。しかしながら、本県で患者が発生して以降、感染経路が把握できない2次感染を含めた感染患者が増加しているところであります。今後も患者発生が続くことが考えられます。こうした状況を踏まえ、重症な患者への適切な医療を確保するとともに、感染の急速な拡大と大規模な流行を抑制・緩和することを主眼に、基本的対処方針を改定しました。

県民の皆様におかれましては、次の点に留意し、引き続き冷静な対応をお願いします。

- ① 今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）は、一定程度の感染は避けられないものの、多くの患者が軽症で回復しておりますので、必要以上に心配することなく、普段どおり行動してください。
- ② 患者の診療は、原則すべての医療機関で行うこととなりました。また、発熱等の症状で医療機関を受診される際には、マスクの着用を徹底してください。
- ③ うがい・手洗いをはじめとした個人における基本的な対応を日常的に行なうことが感染予防だけでなく、感染拡大の防止にも効果的であり、引き続き徹底をお願いします。

県といたしましては、今後の秋・冬の流行拡大や病原性の変化に備えて、国や市町、医療機関などとの緊密な連携の下、県民の皆様への正確な情報の提供をはじめ、状況の変化に適時適切に対応した対策を実施するなど、感染拡大の抑制に努め、県民の安全・安心に万全を期してまいります。

平成21年7月3日

広島県危機対策本部

本部長 広島県知事 藤田 雄山

基本的対処方針の改定について

平成21年7月3日

広島県危機対策本部

県は、新型インフルエンザへの対策を危機管理上の重要な課題と認識し、総力を挙げて取り組んできたところである。しかしながら、本県で患者が発生して以降、感染経路が把握できない2次感染を含めた感染患者が増加しているところであり、今後も患者発生が続くことが考えられる。こうした状況を踏まえ、重症な患者への適切な医療を確保するとともに、感染の急速な拡大と大規模な流行を抑制・緩和することを主眼に、次のとおり基本的対処方針を改定する。

一、情報提供

県民及び関係者が、主体的に行動するために必要な情報を、市町と連携して提供し、必要な行動を呼びかける。

(一) 感染しないための取組や必要な療養に関する情報の県民への周知徹底

- 正確な情報の収集と、冷静な行動
- 感染予防のための、うがい、手洗い等自らできることの励行
- 罹患・発症した場合の留意事項や医療機関への受診手順等

(二) 保健・医療分野を始めとする全ての関係者に対する的確な情報の提供

(三) 事業者等に対する社会機能の維持に向け、必要な情報の提供

二、医療の提供

必要な医療を提供するために、医師会、市町等と連携して次の処置を講じる。

(一) 地域における医療体制の強化

- 原則、すべての医療機関で外来診療を行う等、医療体制の拡充
- 重症患者等に適切に対応できる医療体制の確保
- 重点的な検査の実施

(二) 抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄及び円滑な流通体制の確立

三、感染拡大の抑制

感染の急速な拡大と大規模な流行を可能な限り抑制するため、次の処置を講じる。

(一) 集団発生を早期かつ的確に探知するためのサーベイランスの強化

(二) 集団で患者が発生した場合等の必要に応じた積極的疫学調査の重点実施

(三) 学校・保育施設等で患者が発生した場合の必要に応じた当該学校等への臨時休業の要請

(特に必要がある場合には、広域での臨時休業の要請)

(四) 事業者や学校等に対し、感染の機会を減らすための工夫を検討するよう要請

四、社会機能の維持

社会機能の維持に向けて、事業者等に対し次の処置を講じる。

- 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者に対する供給体制の確認や注意喚起